

○草津市介護保険料減免取扱要綱

平成12年9月29日

告示第184号

改正 平成15年4月1日告示第36号

平成18年3月31日告示第60号

平成20年4月1日告示第68号

平成21年7月14日告示第155号

平成27年3月6日告示第40号

平成27年6月1日告示第159号

平成31年3月28日告示第71号

令和2年5月15日告示第172号

令和3年3月31日告示第125号

令和4年3月31日告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市介護保険条例（平成12年草津市条例第10号。以下「条例」という。）第15条の規定による介護保険料（以下「保険料」という。）の減免の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免事由)

第2条 条例第15条第1項第5号の特別の事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第63条の規定により、介護給付等が行われない場合
- (2) 被保険者が、住民登録を抹消せずに1年を超えて国外へ転出した場合
- (3) 保険料の所得段階が第3段階または第2段階である第1号被保険者が、次のすべてに該当する場合
  - ア 当該第1号被保険者が属する世帯の世帯員（以下「世帯員」という。）全員が、保険料の賦課期日の属する年度分の市民税非課税であること。
  - イ 世帯員全員が、所得（収入から必要経費の控除、給与所得控除および公的年金等控除を行った後の額をいう。）がないこと。
  - ウ 当該第1号被保険者が1人世帯の場合、年間収入が88万円以下であること。

と。ただし、以後、世帯員が1人増えるごとに44万円を加算する。

エ 当該第1号被保険者が、市民税課税者に扶養されていないこと。

オ 当該第1号被保険者が、市民税課税者と生計を同じくしていないこと。

カ 世帯員全員が、居住用固定資産以外に活用できる資産を有しないこと。ただし、現金、預貯金、国債、地方債、有価証券等の保有総額については、50万円以下とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(減免額等)

第3条 条例第15条第1項第1号に該当する者の減免の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 損害の程度が1/2以上の場合 決定保険料の額から条例第8条第1項第1項第1号に該当する者の保険料の額を控除した額

(2) 1/5以上1/2未満の場合 決定保険料の額から条例第8条第1項第1項第1号に該当する者の保険料額を控除した額の2分の1の額

2 条例第15条第1項第2号、第3号および第4号に該当する者の減免の額は、次の表のとおりとする。

保険料の区分		減免の額
賦課期日現在	収入減少後	
条例第8条第1項第12号	条例第8条第1項第3号	条例第8条第1項第12号に該当する者の保険料の額から条例第8条第1項第3号に該当する者の保険料を控除した額
条例第8条第1項第11号	条例第8条第1項第3号	条例第8条第1項第11号に該当する者の保険料の額から条例第8条第1項第3号に該当する者の保険料を控除した額
条例第8条第1項第10号	条例第8条第1項第3号	条例第8条第1項第10号に該当する者の保険料の額から条例第8条第1項第3号に該当する者の保険料を控除した額
条例第8条第1項第9号	条例第8条第1項第3号	条例第8条第1項第9号に該当する者の保険料の額から条例第8条第1項第3号に該当する者の保険料を控

		除した額
条例第 8 条第 1 項第 8 号	条例第 8 条第 1 項第 3 号	条例第 8 条第 1 項第 8 号に該当する者の保険料の額から条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当する者の保険料を控除した額
条例第 8 条第 1 項第 7 号	条例第 8 条第 1 項第 3 号	条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当する者の保険料の額から条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当する者の保険料を控除した額
条例第 8 条第 1 項第 6 号	条例第 8 条第 1 項第 3 号	条例第 8 条第 1 項第 6 号に該当する者の保険料の額から条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当する者の保険料を控除した額
条例第 8 条第 1 項第 5 号	条例第 8 条第 1 項第 3 号	条例第 8 条第 1 項第 5 号に該当する者の保険料の額から条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当する者の保険料を控除した額
条例第 8 条第 1 項第 4 号	条例第 8 条第 1 項第 3 号	条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当する者の保険料の額から条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当する者の保険料を控除した額

- 3 前条第 1 号に該当する者は、収監等された日の属する月から退所した日の属する月の前月までの保険料を免除する。ただし、収監等された日と退所した日が同一の月に属する場合を除く。
- 4 前条第 2 号に該当する者は、出国日の属する月から入国日の属する月の前月までの保険料を免除する。
- 5 前条第 3 号に該当する者は、決定保険料の額から条例第 8 条第 1 項第 1 項第 1 号に該当する者の保険料額を控除した額を減額する。
- 6 減免の額に端数が生じた場合は、その 100 円未満の金額は切り上げるものとする。

(申請書の添付書類)

第 4 条 介護保険条例施行規則（平成 12 年草津市規則第 36 号）第 46 条第 1 項の規定により介護保険料の減免の申請は、同規則別記様式第 45 号に次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 条例第15条第1項第1号の規定により減免を受ける場合 災証明書その他の同号に該当する事由を証明する書類
  - (2) 条例第15条第1項第2号の規定により減免を受ける場合 収入申告書（別記様式第1号）および診断書その他の同号に該当する事由を証明する書類
  - (3) 条例第15条第1項第3号の規定により減免を受ける場合 収入申告書および事業休廃業届の写しその他の同号に該当する事由を証明する書類
  - (4) 条例第15条第1項第4号の規定により減免を受ける場合 収入申告書および災証明書その他の同号に該当する事由を証明する書類
  - (5) 第2条第1号の規定により減免を受ける場合 在監証明書その他の収監等された日および退所した日が証明できる書類
  - (6) 第2条第2号の規定により減免を受ける場合 旅券の写しまたは出入国証明書
  - (7) 第2条第3号の規定により減免を受ける場合 収入申告書、資産等申告書（別記様式第2号）および市長が必要と認める書類
- （適用期間）

第5条 前条による減免は、申請時において納期の到来していない納期分の保険料を対象とする。ただし、特別徴収の場合は、申請書が15日までに提出された場合は、当該申請のあった日の属する月の翌々月以降の特別徴収対象年金給付の支払に係る月以降分の、16日以降に提出された場合は、当該申請のあった月の3か月以降の特別徴収対象年金給付の支払に係る月以降分の保険料を対象とする。

- 2 保険料の負担が困難である事実が消滅した場合は、その月までを適用期間とする。
- 3 偽りの申請その他の不正行為により保険料の減免を受けた場合は、適用開始日に遡及して減免の適用を取り消すものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成12年9月29日から施行する。  
（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免事由）
- 2 条例付則第13条の規定により適用する条例第15条第1項第5号の特別の事由

は、第2条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、または重篤な傷病を負った場合

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアおよびイに該当する場合

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填される金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該主たる生計維持者の事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額（介護保険法施行令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免額等）

3 前項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、第3条第3項から第5項までの規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当する場合 保険料額の全額

(2) 前項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。） 次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

c 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

d 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止または失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

前年の合計所得金額	減免割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

(申請書の添付書類の特例)

4 付則第2項第1号の事由により減免を受けようとする者は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに申請書に次の各号に掲げる書類のいずれかを添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡したことを証明する書類の写し
- (2) 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が重篤な傷病を負ったことを証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

5 付則第2項第2号の事由により保険料の減免を受けようとする者は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに申請書に新型コロナウイルス感染症の影響による減免申告書(別記様式第3号)および生計維持者の前年の所得額等を証明する書類の写しを添付して市長に提出しなければならない。この場合において、主たる生計維持者が事業等の廃止または失業を理由に減免を受けようとするときは、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付するものとする。

- (1) 主たる生計維持者の事業等が廃業したことを証明する書類の写し
- (2) 主たる生計維持者の事業等が失業したことを証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

6 付則第2項第2号の事由により減免を受けた者は、令和5年3月31日までに生計維持者の令和4年の所得額等を証明する書類の写しまたはその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(適用期間の特例)

7 市長は第5条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用開始日に遡及して減免の適用を取り消すものとする。

(1) 令和5年3月31日までに前項に規定する書類を提出しない場合

(2) 付則第2項の事由に該当しないことが判明した場合

付 則 (平成15年4月1日告示第36号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市介護保険料減免取扱要綱の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成14年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

付 則 (平成18年3月31日告示第60号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年4月1日告示第68号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年7月14日告示第155号)

この要綱は、平成21年7月14日から施行し、改正後の草津市介護保険料減免取扱要綱の規定は、平成21年4月1日以後の介護保険料から適用する。

付 則 (平成27年3月6日告示第40号)

この要綱は、平成27年3月6日から施行し、改正後の草津市介護保険料減免取扱要綱の規定は、同日以後に賦課が可能となった介護保険料から適用する。

付 則 (平成27年6月1日告示第159号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市介護保険料減免取扱要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月28日告示第71号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年5月15日告示第172号）

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、改正後の付則第2項の規定は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料の減免について適用する。

付 則（令和3年3月31日告示第125号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の草津市介護保険料減免取扱要綱付則第2項の規定は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料の減免について適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免については、なお従前の例による。

付 則（令和4年3月31日告示第74号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の草津市介護保険料減免取扱要綱付則第2項の規定は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料の減免について適用する。

（経過措置）

- 2 令和3年度分の保険料に対する減免については、なお従前の例による。